

別表第五中「別表第五 休職期間等換算表（第二十六条の二関係）」を「別表第五 休職期間等換算表（第二十五条関係）」に改め、同表の備考中第一項を削り、第二項を同表の備考とする。
別表第七を次のように改める。

別表第七 調整基本額表（第二十七条関係）

イ 教育職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,100円

ロ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	12,000円
4 級	13,200円

ハ 教育職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円
2 級	10,900円
3 級	11,600円
4 級	12,800円

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(切替日における昇格又は降格の特例)

2 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

(初任給に関する経過措置)

3 平成十九年一月一日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について新規則第十五条又は第十六条の規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となつた日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から新規則第十三条第一項の規定による号給(新規則第十五条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができるとされている号給を除く。)の号数を減じた数を四(新たに職員となつた者が新規則第二十条の五第一項に規定する特定職員であるときは、三)で除して得た数の年数(人事委員会が定める場合にあつては、人事委員会が定める年数。以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼつた日が平成二十二年一月一日前となるものの採用日における号給は、新規則第十五条又は第十六条の規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼつた日(平成二十二年一月一日以後に新たに職員となつた者で採用日から調整年数をさかのぼつた日が同日の属する年の十一月一日(新規則第二十条の五第一項に規定する特定職員にあつては、同年の十月一日)以後である場合にあつては、同年の翌年の一月一日)の翌日から採用日までの間における新規則第二十条の二に規定する昇給日(平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(特定職員の昇給の号給数の特例)

4 新規則第二十条の五第一項に規定する特定職員のうち同条第二項第一号又は第二号に該当するものについて、同条第一項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数が新規則別表第四に定める号給数によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができ。

(平成十九年一月一日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

5 平成十九年一月一日までの間における新規則第二十条の五第一項、第三項第一号及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは

は「D又はE(条例第八条第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE)」と、同条第三項第一号中「昇給日前一年間」とあるのは「平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの期間」と、同条第六項中「前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十条第四項、第二十三条第三項若しくは第二十六条の二の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成十九年一月一日における特定職員」と、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日」とあるのは「平成十八年四月一日(同日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十条第四項、第二十三条第三項若しくは第二十六条の二の規定により号給を決定された特定職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日)」とする。

(平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

6 平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間における新規則第二十条の五第一項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「E(条例第八条第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、D又はE)」とする。

(平成十九年一月一日における一般職員の昇給の号給数等)

7 平成十九年一月一日において、特定職員(新規則第二十条の五第一項に規定する特定職員をいう。)以外の職員(以下「一般職員」という。)を山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百三十三号。以下「改正条例」という。)第二条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号。以下「新条例」という。)第八条第一項の規定による昇給(新規則第二十条の八又は第二十条の九に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)に相当する数から一を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに職員となつた一般職員又は切替日後に新規則第二十条第四項、第二十三条第三項若しくは第二十六条の二の規定により号給を決定された一般職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日)から平成十八年十二月三十一日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除した数を乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める一般職員にあつては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

一 この項の規定による号給数が零となる一般職員

二 新条例第八条第三項の規定の適用を受ける一般職員で次項第二号又は第三号に掲げる一般職員に該当するもの

三 次項第三号に掲げる一般職員(新条例第八条第三項の規定の適用を受けるものを

除く。)で任命権者が昇給させることが相当でないことを認めるもの

8 一般職員の基準号給数は、新規則第二十條の三に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。ただし、第一号に定める号給数によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができ。

一 勤務成績が特に良好である一般職員 八号給以上(新条例第八條第三項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、四号給以上)

二 勤務成績が良好である一般職員 四号給

三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 三号給以下

9 人事委員会の定める事由以外の事由によつて切替日から平成十八年十二月三十一日までの期間(当該期間の途中において新たに職員となつた一般職員にあつては、新たに職員となつた日から同月三十一日までの期間)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第三号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。

10 附則第七項の規定による昇給の号給数が、平成十九年一月一日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月一日において職務の級を異にする異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

11 附則第八項第一号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、任命権者の一般職員の定員等を考慮して任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

(給料の調整額の経過措置)

12 新条例第十一條の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、新規則第二十七條第二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の百

二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五
三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十五
四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十五
13 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第三号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になつたとした場合に改正条例第二條の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例及びこの規則による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則(以下「旧規則」という。)の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として旧規則第二十七條第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなつたとした場合(次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなつたとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として旧規則第二十七條第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に平成十七年改正職員給与条例附則第十一條等の規定による給料に関する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第十三号。以下「改正条例附則第十一條等規則」という。)第四條第一項第五号に掲げる場合に該当することとなつた職員にあつては、人事委員会の定める額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合
ロ 改正条例附則第十一條等規則第四條第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員

四 施行日以後に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であつたものとみなして前二号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(雑則)

14 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

(山梨県学校職員の給与に關する規則の一部を改正する規則の一部改正)

15 山梨県学校職員の給与に關する規則の一部を改正する規則(平成二年山梨県人事委員会規則第十三号)附則第一項中「附則第六項及び第七項」を「附則第三項及び第四項」に改め、附則第二項中「(次項及び附則第五項において「改正後の規則」といふ。)」を削り、附則第三項の前の見出し及び同項から附則第五項までを削り、附則中第六項を第三項とし、第七項を第四項とする。

16 山梨県学校職員の給与に關する規則の一部を改正する規則(平成八年山梨県人事委員会規則第十六号)附則第二項中「附則第十五項及び第十六項」を「附則第四項及び第五項」に改め、附則第三項の前の見出し及び同項から附則第十三項までを削り、附則第十四項第一号中「附則別表第四」を「附則別表第一」に改め、同項第二号中「附則別表第五」を「附則別表第二」に改め、同項を附則第三項とし、附則中第十五項から第十七項までを十一項ずつ繰り上げる。附則別表第一から別表第三までを削り、附則別表第四中「（昭和四十四年法律第二十号）」を「（昭和四十四年法律第二十号）」に改め、同表を附則別表第一とし、附則別表第五中「（昭和四十四年法律第二十号）」を「（昭和四十四年法律第二十号）」に改め、同表を附則別表第二とする。

17 山梨県学校職員の給与に關する規則の一部を改正する規則(平成十四年山梨県人事委員会規則第四号)附則第二項の前の見出し及び同項から附則第七項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

山梨県人事委員会規則第五号

山梨県警察職員の給与に關する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 淺 井 和 夫

山梨県警察職員の給与に關する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に關する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条中「給料」の下に「、地域手当」を加える。

第九条第二項第二号を次のように改める。

二 前号に該当し、その後人事交流等により引き続き給料表の適用を受けない地方

公務員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続き職員となつた者
第九条第二項第三号を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 級別資格基準表(試験欄の区分の定めのあるものに限る。)(の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

第十三条第一項第一号中「八級から十級」を「七級から九級」に改める。
第十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「第二十一条の二第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号から第三号まで又は第二十一条の三第一項第一号若しくは第二号」を「第二十一条の二第一項又は第二十二條第一項」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に改める。
第十五条第二項中「例によるもの」の下に「(同条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の区分によるものとする。)」を加える。

第十六条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「有する者」の下に「(当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を習得したと認めるもの」を、「の数の下に「に四を乗じて得た数」を加え、「号給とする」を「号給とすることができる」に改める。
第十七条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「の規定による号給を含む」を「第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給」に、「十八月(第一号から第三号までに掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち五年までの年数及び第四号に掲げる者が必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、十二月)で除した」を、「十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第二号、第三号又は第五号に掲げる者が必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)(の月数にあつては、十八月)で除した数に四(新たに職員となつた者が第十九条

の四第一項に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た」に改め、同項第一号

中「及び第二号」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 第九条第二項第二号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条第一項の規定の適用を受ける者等で人事委員会が定めるものにあつては、人事委員会の定めるところにより得られる経験年数) 第十七条第一項第四号中「又は第二号」を「から第三号まで」に、「ある者」を「あるもの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第九条第三項の規定の適用を受ける者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(基準号給がその職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。第五号において同じ。)以外の号給である者にあつては、その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数)

第十七条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の資格を有する者で前条第一項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第一項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもつて、前項各号に定める経験年数とする。

第十七条の二の見出し中「ほう」を「方」に、「給料月額」を「号給」に改める。
第十八条(見出しを含む。)及び第十八条の二(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。
第十八条の三を削る。

第十九条から第十九条の三までを次のように改める。

(昇給日)
第十九条 条例第八条の四第一項の人事委員会規則で定める日は、第十九条の六又は第十九条の七に定めるものを除き、毎年一月一日(以下「昇給日」という。)とする。
(勤務成績の証明)

第十九条の二 条例第八条の四第一項の規定による昇給(第十九条の六又は第十九条の七に定めるところにより行うものを除く。第十九条の四及び第十九条の五において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職

員は、昇給しない。

(行政職給料表の七級以上の職員に相当する職員)

第十九条の三 条例第八条の四第二項の人事委員会規則で定める職員は、職務の級が八級以上であるものとする。

第十九条の三の次に次の五条を加える。
(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第十九条の四 前条に規定する職員(以下この条及び次条において「特定職員」という。)を条例第八条の四第一項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第六に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第十九条の二に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第四号又は第五号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- 一 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- 二 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- 三 勤務成績が良好である特定職員 C
- 四 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- 五 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

一 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間(当該期間の中途において新たに職員となつた特定職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第五号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D

二 人事委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 前三項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員の数の割合は、人事委員会の定める割合に概ね合致していなければならぬ。

6 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十一条の第二第三項又は第二十四条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める特定職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

7 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 一の昇給日において第二項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定職員の昇給の号給数の合計は、特定職員の定員、第五項の人事委員会の定める割合等を考慮して人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

（特定職員以外の職員の昇給の号給数）
第十九条の五 特定職員以外の職員を条例第八条の四第一項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

（研修、表彰等による昇給）
第十九条の六 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該各号に定める日に、条例第八条の四第一項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精勵し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 三 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

（特別の場合の昇給）

第十九条の七 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、条例第八条の四第一項の規定による昇給をさせることができる。

第十九条の八 第十九条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第二十一条第一項中「第九条第二項各号の一」を「第九条第二項第一号」に改める。
第二十一条の二の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者が昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第六の二に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第二十一条の二第二項を削り、同条第三項中「前条」を「前二条」に、「させる」を「させた」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第二十一条第一項の規定により職員を昇格させた場合において、前二項の規定によるその者の号給が新たに職員となつたものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前二項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

第二十一条の二第四項を次のように改める。
4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

第二十一条を削る。
第二十一条の三の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

第二十一条の三第三項中「よる職員の給料月額が部内他の職員との均衡を著しく失すると認められるとき」を「より職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合に」に、「給料月額」を「号給」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十一条の二から第二十一条の四までを削る。
第二十三条の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第一項中

「別表第五休職期間等換算表」を「別表第五に定める休職期間等換算表」に改め、「(以下「調整期間」という。)」を削り、「又は復職等の日から一年以内の条例第八条の四第七項に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第一項を削り、同条第三項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前二項の規定による」を「前項の規定による」に、「場合には、前二項を」ときは、同項に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項」を「前二項」に、「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十三条の二(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。
第二十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「取得した場合」の下に「(第二十一条の二第三項の規定の適用を受ける場合を除く。)」を加え、「給料月額」を「号給」に改める。

第二十四条の二(昇給期間の短縮を含む。)(を削る。
第二十四条の四第二項中「調整基本額」の下に「(その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第四百四号。以下「平成十七年改正条例」という。)(附則第十一条の規定による給料を支給される職員に関する前二項の規定の適用については、前二項中「給料月額の百分の二十五」とあるのは、「給料月額」と山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第四百四号)(附則第十一条の規定による給料の額との合計額の百分の二十五)とする。

第二十五条に次の一項を加える。
3 平成十七年改正条例附則第十一条の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成十七年改正条例附則第十一条の規定による給料の額との合計額」とする。
別表第一を次のように改める。

別表第一 級別標準職務表(第七条関係)

職務の級	標準的な職務
------	--------

級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
1	1 巡査の職務	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 困難な業務を行う巡査の職務	1 係長の職務 2 相当困難な業務を行う主任又は巡査長の職務	1 県警察本部(以下「本部」という。)(の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 相当困難な業務を分掌する係長の職務 4 困難な業務を行う主任の職務 5 特定の分野についての専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務	1 本部の次席の職務 2 警察署の次長の職務 3 特定の分野についての相当高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務 4 本部の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務 5 警察署の相当困難な業務を処理する課長の職務 6 困難な業務を分掌する係長の職務	1 本部の困難な業務を処理する次席の職務 2 警察署の困難な業務を処理する次長の職務 3 特定の分野についての特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務 4 本部の困難な業務を処理する課長補佐の職務 5 警察署の困難な業務を処理する課長の職務	1 本部の課長の職務 2 警察署の署長又は副署長の職務 3 特定の分野についての極めて高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務 4 本部の特に困難な業務を処理する次席の職務	1 本部の参事官の職務 2 本部の困難な業務を所掌する課長の職務 3 規模の大きい警察署の署長の職務
1	本部の部長、室長又は首席監察官の職務							

九 級

4 3 2
特に規模の大きい警察署の署長の職務
本部の困難な業務を所掌する参事官の職務
警察学校の校長の職務

別表第一を次のように改める。

別表第二 級別資格基準表(第八条―第十三条、第十五条、第十七条、第二十条関係)

その他	正規の試験		試験
	用警 試験 官 (B)採	用警 試験 官 (A)採	
中学卒	高校卒		免許等 の職務 級
四	○		一級
六	二	二	二級
九	三	五	三級
十四	五	十	四級
二十	六	十六	五級
二十二	二	十八	六級

備考 職員の任用に関する規則第十二条の規定に基づき採用された職員のうち人事委員会が別に定めるものに係る級別資格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第三の表中

一級八号給
一級四号給
一級五号給

を

一級二十五号給
一級九号給
一級十三号給

に改める。

別表第五の備考中第一項を削り、第二項を同表の備考とする。
別表第六を次のように改める。

別表第六 特定職員昇給号給数表（第十九条の四関係）

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上 ----- 4号給以上	6号給 3号給	3号給 2号給	2号給 1号給

備考 この表に定める上段の号給数は条例第八条の四第三項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。
別表第六の二を次のように改める。

別表第六の二 昇格時号給対応表（第二十一条の二関係）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	31
48	40	36	32	24	40	40	36	31
49	41	37	33	25	41	41	37	31
50	42	38	34	26	42	42	38	32
51	43	39	35	27	43	43	39	32
52	44	40	36	28	44	44	40	32
53	45	41	37	29	45	45	41	33
54	46	42	38	30	46	46	42	33
55	47	43	39	31	47	47	43	34
56	48	44	40	32	48	48	44	34

59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37
62	54	50	46	38	54	50	50	
63	55	51	47	39	55	51	51	
64	56	52	48	40	56	51	52	
65	57	53	49	41	57	51	53	
66	58	54	50	42	58	52	53	
67	59	55	51	43	59	52	54	
68	60	56	52	44	60	52	54	
69	61	57	53	45	61	53	55	
70	62	58	54	45	62	54	55	
71	63	59	55	46	63	55	56	
72	64	60	56	46	64	56	56	
73	65	61	57	47	65	57	57	
74	66	62	58	47	66	58	58	
75	67	63	59	48	67	59	59	
76	68	64	60	48	68	60	60	
77	69	65	61	49	69	61	61	
78	70	66	62	50	70	62		
79	71	67	63	51	71	63		
80	72	68	64	52	72	64		
81	73	69	65	53	73	65		
82	74	70	66	54	74	65		
83	75	71	67	55	75	66		
84	76	72	68	56	76	66		
85	77	73	69	57	77	67		
86	78	74	69	57	78			
87	79	75	70	58	79			
88	80	76	70	58	80			
89	81	77	71	59	81			
90	81	78	71	59	82			
91	82	79	72	60	83			
92	82	80	72	60	84			
93	83	81	73	61	85			
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	90	82	64				
103	91	91	83	64				
104	92	92	84	64				
105	93	93	85	65				
106	93	93	86	66				
107	94	94	87	67				
108	94	94	88	68				
109	95	95	89	69				
110	95	95	89	70				
111	96	96	90	71				
112	96	96	90	72				
113	97	97	91	73				
114	97	98	91	73				
115	98	99	92	74				
116	98	100	92	74				
117	99	101	93	75				
118	99	101	94	75				
119	100	101	95	76				
120	100	102	96	76				
121	101	102	97	77				
122	101	102	98	78				

123	102	103	99	79				
124	102	103	100	80				
125	103	103	101	81				
126		104	101					
127		104	102					
128		104	102					
129		105	103					
130			103					
131			104					
132			104					
133			105					
134			106					
135			107					
136			108					
137			109					
138			110					
139			111					
140			112					
141			113					

別表第十を次のように改める。

別表第十 調整基本額表（第二十四条の四関係）

職務の級	調整基本額
1 級	7,900円
2 級	8,700円
3 級	9,400円
4 級	10,600円
5 級	11,200円
6 級	11,600円
7 級	12,000円
8 級	12,500円
9 級	13,100円

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(改正条例附則第六条適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第四百四号。以下「改正条例」という。)

附則第六条の規定によりその者の平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)

における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例附則第六条適用職員」という。)

のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則(以下「新規規則」という。)

別表第二の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

一切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)

が五級であった職員 旧級及び旧級の一級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第六条適用職員に係る切替日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格(切替日から平成十九年三月三十一日までの間における新規規則第二十条の規定によるものに限る。)

については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)

が、五級であった職員にあつては、旧級及び旧級の一級下位の職務の級並びに山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第四百四号)附則第六条の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)

に通算一年以上、旧級が同条例附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で五級以外のものであつた職員にあつては、旧級及び新級に通算一年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規規則第二十一条の二又は第二十二条の規定を適用する。

(初任給に関する経過措置)

5 平成十九年一月一日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について新規規則第十六条から第十七条の二までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となつた日(以下この項において「採用日」という。)

から、これらの規定による

号給(以下この項において「特定号給」という。)

の号数から新規規則第十四条第一項の規定による号給(新規規則第十六条第一項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)

の号数を減じた数を四(新たに職員となつた者が新規規則第十九条の四第一項に規定する特定職員であるときは、三)で除して得た数の年数(人事委員会が定める場合にあつては、人事委員会が定める年数。以下この項において「調整年数」という。)

をさかのぼつた日が平成二十二年一月一日前となるものの採用日における号給は、新規規則第十六条から第十七条の二までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼつた日(平成二十二年一月一日以後に新たに職員となつた者で採用日から調整年数をさかのぼつた日が同日の属する年の十一月一日(新規規則第十九条の四第一項に規定する特定職員にあつては、同年の十月一日)以後である場合にあつては、同年の翌年の一月一日)の翌日から採用日までの間における新規規則第十九条に規定する昇給日(平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日までの間におけるものに限る。)

の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(特定職員の昇給の号給数の特例)

6 新規規則第十九条の四第一項に規定する特定職員のうち同条第二項第一号又は第二号に該当するものについて、同条第一項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数が新規規則別表第六に定める号給数によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(平成十九年一月一日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

7 平成十九年一月一日までの間における新規規則第十九条の四第一項、第三項第一号及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「定める号給数」とあるのは、「定める号給数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは、「D又はE(条例第八条の四第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE)」と、同条第三項第一号中「昇給日前一年間」とあるのは、「平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの期間」と、同条第六項中「前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十一条の二第三項又は第二十四条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは、「平成十九年一月一日における特定職員」と、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日」とあるのは、「平成十八年四月一日(同日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十一条の二第三項又は第二十四条の規定により号給を決定された特定職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日)」とする。

給数の特例)

8 平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間における新規則第十九条の四第一項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「E(条例第八条の四第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、D又はE)」とする。

(平成十九年一月一日における一般職員の昇給の号給数等)

9 平成十九年一月一日において、特定職員(新規則第十九条の四第一項に規定する特定職員をいう。)(以外の職員(以下「一般職員」という。))を改正条例第二条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号。以下「新条例」という。)(第八条の四第一項の規定による昇給(新規則第十九条の六又は第十九条の七に定めるところにより行うものを除く。))をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。))に相当する数から一を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に新規則第二十一条の二第三項又は第二十四条の規定により号給を決定された一般職員にあつては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)から平成十八年十二月三十一日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。))を十二月で除した数を乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める一般職員にあつては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

- 一 この項の規定による号給数が零となる一般職員
- 二 新条例第八条の四第三項の規定の適用を受ける一般職員で次項第二号又は第三号に掲げる一般職員に該当するもの
- 三 次項第三号に掲げる一般職員(新条例第八条の四第三項の規定の適用を受けるものを除く。)(で任命権者が昇給させることが相当でないと認めるもの)

10 一般職員の基準号給数は、新規則第十九条の二に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。ただし、第一号に定める号給数によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができ。

- 一 勤務成績が特に良好である一般職員 八号給以上(新条例第八条の四第三項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、四号給以上)
- 二 勤務成績が良好である一般職員 四号給
- 三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 二号給以下

11 人事委員会の定める事由以外の事由によつて切替日から平成十八年十二月三十一日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日から同月三十一日までの期間)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第三号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。

12 附則第九項の規定による昇給の号給数が、平成十九年一月一日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月一日において職務の級を異にする異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

13 附則第十項第一号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、任命権者の一般職員の定員等を考慮して人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

(給料の調整額の経過措置)

14 新条例第十一条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)(のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、新規則第二十四条の四第二項又は第三項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に新規則第二十四条の四第三項各号に規定する短時間勤務職員の区分に応じて、当該各号に定める数を乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

- 一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十五
- 四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十五

15 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)(の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第三号に該当する職員を除く。)(である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。） 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になつたした場合に改正条例第二条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例及びこの規則による改正前の山梨県警察職員給与に関する規則（以下、「旧規則」という。）の規定により同日にその者に適用されることとなる職務の級及び号給を基礎として旧規則第二十四条の四第二項又は第三項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第十三号。以下、「改正条例附則第十一条等規則」という。）第四条第一項第二号から第五号までに掲げる場合に該当することとなつた職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなつた場合（当該場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合）に同日にその者に適用されることとなる職務の級及び号給を基礎として旧規則第二十四条の四第二項又は第三項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

附則第十一条等規則第四条第一項第五号に掲げる場合に該当することとなつた職員にあつては、人事委員会の定める額

四 施行日以後に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であつたものとみなして前二号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

（雑則）

16 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

17 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成二年山梨県人事委員会規則第十四号）附則第二項中、「次項において、「改正後の規則」という。」を削り、附則第三項の前の見出し並びに同項及び附則第四項を削り、附則中第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

18 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十四年山梨県人事委員会規則第五号）附則第三条の前の見出し及び同条から附則第八条までを削る。

山梨県人事委員会規則第六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則、昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号の一部を次のように改正する。

第二条第二号八中「もの」を「者」に改め、同号二中「職員」の下に「のうち人事委員会が定める者」を加え、同条第三号中二をホとし、八の次に次のように加える。

二 県の特別職の職員（前号八に掲げる者を除く。）

第四条の三第一項中、「四級」を「三級」に、「五級」を「四級」に、「主任、主任改良普及員、講師、指導主事、社会教育主事、研修主事、体育主事、教育主事、事務主任及び主任交通巡視員」を「副主査及び主任（これらに相当する職を含む。）」に改める。

第六条第一項を次のように改める。

前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 現業職員

ロ 企業職員

ハ 県の特別職の職員のうち人事委員会の定める者

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 国家公務員

ロ 他の地方公共団体の職員（人事委員会の定める者に限る。）

ハ 退職派遣者

ニ 県の特別職の職員（前号八に掲げる者を除く。）

ホ その他人事委員会が認める者

第十三条を次のように改める。

（勤勉手当の成績率）

第十三条 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次条において、「再任用職員」という。）

以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者が、その所属の職員給与条例第三十三条第一項、学校職員給与条例第二十二條の四第一項及び警察職員給与条例第三十一条第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

- 一 勤務成績が特に優秀な職員 百分の八十六以上百分の百四十五以下(第四条の二に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の百一以上百分の百八十五以下)
- 二 勤務成績が優秀な職員 百分の七十八・五以上百分の八十六未満(特定幹部職員にあつては、百分の百一以上百分の百一十未満)
- 三 勤務成績が良好な職員 百分の七十一(特定幹部職員にあつては、百分の九十一)
- 四 勤務成績が良好でない職員 百分の七十一未満(特定幹部職員にあつては、百分の九十一未満)

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第四号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、人事委員会が定める。

第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- 一 勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の三十五超(特定幹部職員にあつては、百分の四十五超)、十二月に支給する場合には百分の四十超(特定幹部職員にあつては、百分の五十超)
 - 二 勤務成績が良好な職員 六月に支給する場合には百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)、十二月に支給する場合には百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)
 - 三 勤務成績が良好でない職員 六月に支給する場合には百分の三十五未満(特定幹部職員にあつては、百分の四十五未満)、十二月に支給する場合には百分の四十未満(特定幹部職員にあつては、百分の五十未満)
- 2 前条第二項の規定は、前項第三号に該当する者として成績率を定める場合に準用する。

第十三条の三 前二条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第一行政職給料表の項中「十一級及び十級」を「九級及び八級」に、「九級及び八級」を「七級及び六級」に、「七級及び六級」を「五級及び四級」に、「五級及び四級」を「三級」に改め、同表公安職給料表の項中「十級」を「九級」に、「九級及び八級」を「八級及び七級」に、「九級の職員の」を「八級の職員の」に、「七級及び六級」を「六級及び五級」に、「七級の職員の」を「六級の職員の」に、「五級及び四級」を「四級」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則
1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 勤務成績が良好な職員の勤勉手当の成績率について、この規則による改正後の規則第十三条第一項第三号に定める成績率によることが著しく困難であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

山梨県人事委員会規則第七号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 浅井和夫

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則
寒冷地手当支給規則(昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

- 別表第二中
南アルプス市芦安交通五五三 峡中地域振興局林務環境部南アルプス林道課
を「大月市七保町瀬戸二三 八の二 深城ダム管理事務所」に、「北杜市須玉町比志三七八三の一 大門・塩川ダム管理事務所塩川ダム管理課」を「北杜市須玉上萩原一五一八の四 神金小学校」に、「北杜市須玉町比志三七八三の二 大門・塩川ダム管理事務所塩川ダム管理課」に、「北杜市須玉町比志三六一一の六一 増富小学校」を「北杜市須玉町比志三六一一の六一 増富小学校」に、「北杜市須玉町比志三六一一の六一 増富小学校」を「甲州市塩山上萩原一五一八の四 神金小学校」に改める。

附則
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし」を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 教育職給料表(三)の適用を受ける者(第四条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
再任用職員以外の職員	1 ~ 4	5,000円	5,400円	10,700円	17,100円
	5 ~ 8	5,200	5,700	11,100	17,500
	9 ~ 12	5,400	6,000	11,500	17,900
	13 ~ 16	5,600	6,300	12,400	18,300
	17 ~ 20	5,900	6,600	12,800	18,700
	21 ~ 24	6,200	7,000	13,200	19,000
	25 ~ 28	6,500	7,300	13,600	19,400
	29 ~ 32	6,800	7,600	14,000	19,600
	33 ~ 36	7,100	7,900	14,400	19,900
	37	7,400	8,300	14,800	20,200
	38 ~ 40	7,400	8,300	14,800	
	41 ~ 44	7,700	8,900	15,100	
	45 ~ 48	8,000	9,300	15,500	
	49 ~ 52	8,300	9,700	15,900	
	53 ~ 56	8,600	10,500	16,300	
	57 ~ 60	8,800	10,900	16,700	
	61 ~ 64	9,100	11,300	17,100	
	65 ~ 68	9,400	12,100	17,400	
	69 ~ 72	9,700	12,500	17,700	
	73 ~ 76	9,900	12,900	18,000	
	77 ~ 80	10,200	13,300	18,300	
	81 ~ 84	10,400	13,700	18,500	
	85 ~ 88	10,600	14,000	18,700	
	89 ~ 92	10,800	14,400	18,900	
	93	11,000	14,700	19,100	
	94 ~ 96	11,000	14,700		
	97 ~ 100	11,200	15,000		
	101 ~ 104	11,400	15,400		
	105 ~ 108	11,500	15,700		
	109 ~ 112	11,600	16,000		
	113 ~ 116	11,700	16,300		
	117 ~ 120	11,900	16,500		
	121 ~ 124	12,000	16,800		
125	12,100	17,000			
126 ~ 128		17,000			
129 ~ 132		17,200			
133 ~ 136		17,400			
137 ~ 140		17,600			
141 ~ 144		17,700			
145 ~ 148		17,800			
149		17,900			
再任用職員		8,000	9,700	12,800	17,100

別表第二 教育職給料表(二)の適用を受ける者(第四条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
再任用職員以外の職員	1 ~ 4	5,000円	6,300円	12,800円	17,100円
	5 ~ 8	5,200	6,600	13,200	17,500
	9 ~ 12	5,400	7,000	13,600	17,900
	13 ~ 16	5,600	7,300	14,000	18,300
	17 ~ 20	5,900	7,600	14,400	18,700
	21 ~ 24	6,200	7,900	14,800	19,000
	25 ~ 28	6,500	8,300	15,100	19,400
	29 ~ 32	6,800	8,900	15,500	19,600
	33 ~ 36	7,100	9,300	15,900	19,900
	37	7,400	9,700	16,300	20,200
	38 ~ 40	7,400	9,700	16,300	
	41 ~ 44	7,700	10,500	16,700	
	45 ~ 48	8,000	10,900	17,100	
	49 ~ 52	8,300	11,300	17,400	
	53 ~ 56	8,600	12,100	17,700	
	57 ~ 60	8,800	12,500	18,000	
	61 ~ 64	9,100	12,900	18,300	
	65 ~ 68	9,400	13,300	18,500	
	69 ~ 72	9,700	13,700	18,700	
	73 ~ 76	9,900	14,000	18,900	
	77	10,200	14,400	19,100	
	78 ~ 80	10,200	14,400		
	81 ~ 84	10,400	14,700		
	85 ~ 88	10,600	15,000		
	89 ~ 92	10,800	15,400		
	93 ~ 96	11,000	15,700		
	97 ~ 100	11,200	16,000		
	101 ~ 104	11,400	16,300		
	105 ~ 108	11,500	16,500		
	109 ~ 112	11,600	16,800		
	113 ~ 116	11,700	17,000		
	117 ~ 120	11,900	17,200		
	121 ~ 124	12,000	17,400		
	125 ~ 128	12,100	17,600		
	129 ~ 132	12,300	17,700		
	133 ~ 136	12,400	17,800		
137	12,500	17,900			
138 ~ 140	12,500				
141 ~ 144	12,600				
145 ~ 148	12,800				
149 ~ 152	12,900				
153	13,000				
再任用職員		8,000	9,700	12,800	17,100

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の退職手当に関する規則(昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条から第五条の二まで」を「第二条の三、第六条の五」に改め、同項第一号中「第一号様式」を削り、同条第二項第二号中「第二号様式」を削る。

第三条中「(第三号様式)」及び「(第四号様式)」を削る。

第四条を次のように改める。

(基礎在職期間)

第四条 条例第五条の二第二項第二十三号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- 一 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第十八条第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定法人役員職員としての在職期間
- 二 条例附則第三十二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての在職期間
- 三 前二号に掲げる期間に準ずる期間として人事委員会が定める在職期間

第五条第一項中「第五条の五」を「第五条の六」に改め、「(第五号様式)」を削り、同条の次に次の五条を加える。

(休職月等)

第五条の二 条例第六条の四第一項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 当該休職月等

- 二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあつた休職月等 退職した者が属していた条例第六条の四第一項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の三分の一に相当する数(当該相当する数に未滿の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- 三 第一号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数(当該相当する数に未滿の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第五条の三 退職した者の基礎在職期間に条例第五条の二第二項第二号から第二十三号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第六条の四第一項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、人事委員会の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- 一 職員としての引き続きいた在職期間その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。(に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続きいた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きいた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員)
- 二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きいた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員(当該従事していた職務が人事委員会の定めるものであつたときは、人事委員会の定める職務に従事する職員)

(職員の区分)

第五条の四 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の

別により定める別表イ又は口の表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。
 (調整月額に順位を付す方法等)

第五条の五 前条(第五条の三の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(基本給月額)

第五条の六 条例第六条の五第二項に規定する人事委員会規則で定める額(以下「基本給月額」という。)は、給料が日額で定められている者の場合、当該日額の二十一倍に相当する額とする。

第六条中「(第六号様式)」を削り、同条の次に次の一条を加える。
 (その者の非違により退職した者)

第六条の二 条例第八条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して三月前までに当該非違を原因として地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)を受けたものとする。

第八条第一項中「(第七号様式)」を削り、同条第二項中「第八号様式。」を削り、同条第三項中「(第九号様式)」を削る。

第八条の二第二号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

第十条第一項中「(第十号様式)」を削り、同条第三項中「(第十一号様式)」を削る。

第十二条第一項中「(第十二号様式)」及び「(第十三号様式)」を削る。

第十三条中「掲げる様式」を「掲げる証明書又は申請書」に改め、同条第一号中「(第十四号様式)」を削り、同条第二号中「(第十五号様式)」を削り、同条第三号中「(第十六号様式)」を削り、同号口中「(第十六号様式の二)」を削り、同号八中「(第十七号様式)」を削り、同条第四号中「(第十八号様式)」を削り、同条第五号中「(第十九号様式)」を削る。

第十四条中「(第二十号様式)」を削る。

第十五条中「(第二十一号様式)」を削る。
 第十六条中「(第二十二号様式)」を削る。
 第十七条中「(第二十三号様式)」を削る。
 第十八条第二項中「(第二十四号様式)」を削る。
 第十九条中「(第二十五号様式)」を削る。
 附則に次の一項を加える。
 3 条例附則第三十四項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第五条の六に規定する給料の月額とする。
 附則の次に次の別表を加える。
 別表(第五条の四関係)
 イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号 区分	第二号 区分
一 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)(他の条例においてその例による場合を含む。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの 二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第一号区分の項第二号に掲げる者を除く。)(のうち人事委員会定めるもの) 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの 二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第一号区分の項第二号に掲げる者を除く。)(のうち人事委員会定めるもの) 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

<p>ののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)(以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例」という。)の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>八 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)(以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の警察職員給与条例」という。)の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの</p> <p>九 平成十六年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第三号区分</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第一号区分の項第二号及び第二号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第二号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p>
<p>六 平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた山梨県職員給与条例(以下「平成十三年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例」という。)の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第二号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>十 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>十一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>十二 平成十六年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十三 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第四号区分</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(うち人事委員会の定めるもの)</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(うち人事委員会の定めるもの又は四級であったもの)</p> <p>六 平成十三年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の福祉職</p>

<p>第五号区分</p>	<p>給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(うち人事委員会の定めるもの)</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第五号及び第三号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第六号及び第三号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>十 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第三号区分の項第十号に掲げる者を除く。)</p> <p>十一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>十二 平成十六年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十三 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)(うち人事委員会の定めるもの)</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(うち人事委員会の定めるもの)</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(うち人事委員会の定めるもの)</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第五号に掲げる者を除く。)(うち人事委員会の定めるもの)</p> <p>六 平成十三年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の福祉職</p>
--------------	---

<p>第六号区分</p>	<p>給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(うち人事委員会の定めるもの)</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>十 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(うち人事委員会の定めるもの)</p> <p>十一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>十二 平成十六年四月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十三 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第二号及び第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(うち人事委員会の定めるもの又は五級であつたもの(第五号区分の項第三号に掲げる者を除く。))</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(うち人事委員会の定めるもの又は五級であつたもの(第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。))</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第五号及び第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p>
--------------	--

第七号区分	<p>六 平成十三年四月以後平成十八年三月以前の職員給与と条例の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第五号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与と条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与と条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与と条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>十 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与と条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第五号区分の項第十号に掲げる者を除く。)</p> <p>十一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の警察職員給与と条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級若しくは五級であつたものうち人事委員会の定めるもの又は六級であつたもの</p> <p>十二 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
-------	--

第八号区分	<p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与と条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち人事委員会の定めるもの又は三級であつたもの(第六号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与と条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であつたもの(第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与と条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第六号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>十 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与と条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>十一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の警察職員給与と条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級若しくは三級であつたものうち人事委員会の定めるもの又は四級若しくは五級であつたもの(第六号区分の項第十一号に掲げる者を除く。)</p> <p>十二 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第一号区分	<p>備考 人事委員会は、第一号区分の項第四号、第二号区分の項第十号、第三号区分の項第十三号、第四号区分の項第十三号、第五号区分の項第十三号、第六号区分の項第十二号及び第七号区分の項第十二号の規定による人事委員会の定めをしようとするときは、任命権者の意見を聴くものとする。</p> <p>平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員区分についての表</p> <p>一 平成十八年四月一日以後適用されている山梨県職員給与と条例(他の条例においてその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の職員給与と条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成十八年四月一日以後適用されている山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「平成十八年四月以後の任期付職員条例」という。)</p> <p>第七条第一項の給料表の適用を受け</p>

四 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの

第一号
区分

- 一 平成十八年四月以後の職員給与と条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの
- 二 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第一号区分の項第二号に掲げる者を除く。)(のうち人事委員会の定めるもの)
- 三 平成十八年四月以後の職員給与と条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(うち人事委員会の定めるもの)
- 四 平成十八年四月一日以後適用されている山梨県学校職員給与と条例(以下「平成十八年四月以後の学校職員給与と条例」という。)の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(うち人事委員会の定めるもの)
- 五 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(うち人事委員会の定めるもの)
- 六 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(うち人事委員会の定めるもの)
- 七 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの
- 八 平成十八年四月一日以後適用されている山梨県警察職員給与と条例(以下「平成十八年四月以後の警察職員給与と条例」という。)の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの
- 九 平成十八年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの
- 十 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの

第三号
区分

- 一 平成十八年四月以後の職員給与と条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの
- 二 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第一号区分の項第二号及び第二号区分の項第二号に掲げる者を除く。)
- 三 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの
- 四 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの
- 五 平成十八年四月以後の職員給与と条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第二号区分の

項第三号に掲げる者を除く。)

第四号
区分

- 六 平成十八年四月以後の職員給与と条例の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの
- 七 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第二号区分の項第四号に掲げる者を除く。)
- 八 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第五号に掲げる者を除く。)(のうち人事委員会の定めるもの)
- 九 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第六号に掲げる者を除く。)(のうち人事委員会の定めるもの)
- 十 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(うち人事委員会の定めるもの)
- 十一 平成十八年四月以後の警察職員給与と条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの
- 十二 平成十八年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの
- 十三 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの
- 一 平成十八年四月以後の職員給与と条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの
- 二 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(うち人事委員会の定めるもの)
- 三 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの
- 四 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの
- 五 平成十八年四月以後の職員給与と条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(うち人事委員会の定めるもの又は四級であったもの)
- 六 平成十八年四月以後の職員給与と条例の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの
- 七 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(うち人事委員会の定めるもの)
- 八 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号

<p>第五号区分</p> <p>九 区分の項第五号及び第三号区分の項第八号に掲げる者を除く。 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第六号及び第三号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>十 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第三号区分の項第十号に掲げる者を除く。)</p> <p>十一 平成十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>十二 平成十八年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十三 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成十八年四月以後の職員給与条例の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>十 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>十一 平成十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p>
<p>第六号区分</p> <p>十二 平成十八年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十三 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第二号及び第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち人事委員会の定めるもの又は五級であつたもの(第五号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち人事委員会の定めるもの又は五級であつたもの(第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第五号及び第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成十八年四月以後の職員給与条例の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第五号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>十 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第五号区分の項第十号に掲げる者を除く。)</p> <p>十一 平成十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち人事委員会の定めるもの又は五級であつたもの</p> <p>十二 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p> <p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受け</p>
<p>第七号</p>	<p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受け</p>

区分

第八号区分

ていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

二 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの

三 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの又は四級であつたもの(第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。)

四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの、四級であつたもの(第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。)

五 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち人事委員会の定めるもの

六 平成十八年四月以後の職員給与条例の福祉職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち人事委員会の定めるもの又は三級であつたもの

七 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち人事委員会の定めるもの又は三級であつたもの(第六号区分の項第七号に掲げる者を除く。)

八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であつたもの(第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。)

九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第六号区分の項第九号に掲げる者を除く。)

十 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち人事委員会の定めるもの

十一 平成十八年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級若しくは三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの又は四級であつたもの(第六号区分の項第十一号に掲げる者を除く。)

十二 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの

第一号区分から第七号区分までのいずれの職員の区分にも属さないこととなる者

備考 人事委員会は、第一号区分の項第四号、第二号区分の項第十号、第三号区分の項第十三号、第四号区分の項第十三号、第五号区分の項第十三号、第六号区分の項第十二号及び第七号区分の項第十二号の規定による人事委員会の定めをしようとするときは、任命権者の意見を聴くものとする。

第一号様式から第二十五号様式までを削る。

附則
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 浅井和夫

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則
(改正条例附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する人事委員会規則で定める額)

第一条 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年山梨県条例第九号。以下「改正条例」という。)

附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する人事委員会規則で定める額は、同条第二項に規定する者(昭和二十九年山梨県条例第三号。以下「条例」という。)

第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは特定一般地方独立行政法人等職員又は公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第十八条に規定する特定法人役職員としての在職期間において条例第二条第一項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

(改正条例附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する人事委員会規則で定める額)

第二条 改正条例附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する人事委員会規則で定める額は、前条に規定する給料月額とする。

附則
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十一号

平成十七年改正職員給与条例等の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 淺井和夫

平成十七年改正職員給与条例等の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(住居手当に関する規則の一部改正)

第一条 住居手当に関する規則(昭和四十九年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十四条の五第一項第一号」を「第十四条の四第一項第一号」に、「第十三条の二第一項第一号」を「第十三条の三第一項第一号」に、「第十五条の二第一項第一号」を「第十五条の三第一項第一号」に改め、同条第一号を次のように改める。
一次に掲げる法人等から貸与された職員宿舍に居住している職員

イ 国

ロ 他の地方公共団体

ハ 独立行政法人造幣局又は独立行政法人国立印刷局

ニ 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫

ホ 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第九条の二各号に掲げる法人

ヘ 国家公務員退職手当法施行令第九条の四各号に掲げる法人(二又はホに掲げる法人を除く。)

ト その他人事委員会が定める法人

第三条及び第四条中「第十四条の五第一項第二号」を「第十四条の四第一項第二号」に、「第十三条の二第一項第二号」を「第十三条の三第一項第二号」に、「第十五条の二第一項第二号」を「第十五条の三第一項第二号」に改める。

第四条の二中「第十四条の五第一項第三号」を「第十四条の四第一項第三号」に、「第十三条の二第一項第三号」を「第十三条の三第一項第三号」に、「第十五条の二第一項第三号」を「第十五条の三第一項第三号」(次条において「職員給与条例第十四条の四第一項第三号等」という。)に改める。

第四条の三第一項中「職員給与条例第十四条の五第一項第三号、学校職員給与条例第十三条の二第一項第三号及び警察職員給与条例第十五条の二第一項第三号」を「職員給与条例第十四条の三第一項第三号等」に改め、同条第二項中「第十四条の五第一

項第四号」を「第十四条の四第一項第四号」に、「第十三条の二第一項第四号」を「第十三条の三第一項第四号」に、「第十五条の二第一項第四号」を「第十五条の三第一項第四号」に改める。

第六条第一項中「第十四条の五第一項」を「第十四条の四第一項」に、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に、「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」(以下「職員給与条例第十四条の四第一項等」という。)に改める。

第七条第一項、第九条第一項及び第十条中「職員給与条例第十四条の五第一項、学校職員給与条例第十三条の二第一項及び警察職員給与条例第十五条の二第一項」を「職員給与条例第十四条の四第一項等」に改める。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第二条 初任給調整手当に関する規則(昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十四条の六第一項第一号」を「第十四条の五第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十四条の六第一項第二号」を「第十四条の五第一項第二号」に改める。

第二条中「第十四条の六第一項」を「第十四条の五第一項」に、「昭和四十三年法律第四十七号」を「医師法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十七号)」に改める。

第三条中「第十四条の六第二項」を「第十四条の五第二項」に改める。

(特勤勤務手当に関する規則の一部改正)

第三条 特勤勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(特勤勤務手当と地域手当との調整)

第三条の二 地域手当に関する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第二号)別表に掲げる地域に所在する特勤勤務等に勤務する職員には、職員給与条例第十四条の二、学校職員給与条例第十三条の二及び警察職員給与条例第十五条の二の規定による地域手当の額の限度において、特勤勤務手当は支給しない。

(山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第四条 山梨県職員の育児休業等に関する規則(平成四年山梨県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「給料月額額の調整等」を「給与の取扱い」に改め、同条中「給料月額額の調整及び昇給期間の短縮」を「号給の調整」に改める。
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第五条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年山梨県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第六条 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則（平成十四年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「（以下「調整期間」という。）」を削り、「（以下「復帰の日」という。）又はその日から一年以内の昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日（山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号）第二十三条の二、山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第八号）第二十条の二及び山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第九号）第十九条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前二項の規定による」を「前項の規定による」に、「前二項の規定にかかわらず」を「同項の規定にかかわらず」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条中「、給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

別表中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第三十九号までを一号ずつ繰り上げる。

（山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正）

第七条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成十六年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「給料月額の決定等」を「号給の決定」に改め、同条中「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は」を「号給は」に、「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の」を「号給を超えない」に改める。

（教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正）

第八条 教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「は、給料表に定められている号給又は給料表に定められていない月額の給料であつて、」を「には、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第三百三号）附則第十条の規定による給料を含み、」に、「をいう」を「とする」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「給料月額」を「給料」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十二号

平成十七年改正職員給与条例附則第八条等の規定による最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

平成十七年改正職員給与条例附則第八条等の規定による最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二号）附則第八条、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三十三号）附則第七条及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百四号）附則第八条の規定による職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関し必要な事項を定めるものとする。

（最高号給を超える給料月額の切替え）

第二条 平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）別表第一から別表第四までの給料表、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）以下「学校職員給与条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表及び山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）別表の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額（学校職員給与条例別表第二の備考（二）又は別表第三の備考（二）の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。）を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて別表に定める号給

二 旧級が行政職給料表の一級である職員 人事委員会で定める号給

三 前二号に掲げる職員以外の職員 その者の切替日における職務の級における最高の号給

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
4 級	365,400 円	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45
11 級	580,300	37	38	39	40	41

ロ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
2 級	515,800 円	89	90	91	92	93
	519,200	93	94	95	96	97
3 級	572,000	81	82	83	84	85
	576,100	85	86	87	88	89
4 級	604,900	57	58	59	60	61
	609,500	61	62	63	64	65

ハ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上

4 級	386,900 円	101	102	103	104	105
5 級	424,900	81	82	83	84	85
7 級	491,600	49	50	51	52	53

ニ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
1 級	321,000 円		161	162	163	164	165
	322,800		165	166	167	168	169
2 級	369,600		149	150	151	152	153
3 級	396,600		121	122	123	124	125
4 級	408,600		105	106	107	108	109
	411,000		109	110	111	112	113
5 級	428,900		85	86	87	88	89
	431,400		89	90	91	92	93

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
2 級	371,700 円		113	114	115	116	117
	374,400		117	118	119	120	121
5 級	579,900		69	70	71	72	73

ヘ 福祉職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
4 級	429,200 円		85	86	87	88	89
	432,700		89	90	91	92	93
5 級	453,200		69	70	71	72	73
	456,800		73	74	75	76	77
6 級	489,400		53	54	55	56	57
	493,500		57	58	59	60	61

ト 教育職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
1 級	355,500 円		149	150	151	152	153
	357,700		153	154	155	156	157

2 級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
3 級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
4 級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101
5 級	592,800	73	74	75	76	77
	597,400	77	78	79	80	81

チ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
2 級	457,000 円		129	130	131	132	133
	459,800		133	134	135	136	137

リ 教育職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
2 級	443,200 円		141	142	143	144	145
	445,600		145	146	147	148	149

ヌ 教育職給料表(四)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
3 級	488,600 円		105	106	107	108	109
	491,900		109	110	111	112	113
4 級	554,400		89	90	91	92	93
	558,500		93	94	95	96	97
5 級	592,600		41	42	43	44	45
	597,200		45	46	47	48	49

ル 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
3 級	417,200 円		137	138	139	140	141
4 級	428,200		109	110	111	112	113
	431,000		113	114	115	116	117
	433,800		117	118	119	120	121
	436,600		121	122	123	124	125

5 級	434,300	117	118	119	120	121
	437,300	121	122	123	124	125
6 級	457,300	89	90	91	92	93
7 級	465,800	77	78	79	80	81
	469,300	81	82	83	84	85
8 級	487,000	69	70	71	72	73
	490,600	73	74	75	76	77
9 級	500,900	53	54	55	56	57
	504,800	57	58	59	60	61
10 級	522,000	37	38	39	40	41
	526,200	41	42	43	44	45

山梨県人事委員会規則第十三号

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 淺 井 和 夫

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則
(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百二号、以下「改正職員給与条例」という。)(附則第十一条、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百三号、以下「改正学校職員給与条例」という。)(附則第十条及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百四号、以下「改正警察職員給与条例」という。)(附則第十一条(第六条において「改正職員給与条例附則第十一条等」という。)(の規定による給料に關し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員給与規則 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)をいう。
- 二 改正前の職員給与規則 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第三号)による改正前の職員給与規則をいう。
- 三 学校職員給与規則 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)をいう。
- 四 改正前の学校職員給与規則 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第四号)による改正前の学校職員給与規則をいう。
- 五 警察職員給与規則 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)をいう。
- 六 改正前の警察職員給与規則 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第五号)による改正前の警察職員給与規則をいう。
- 七 切替日 平成十八年四月一日をいう。

八 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない職員給与規則別表第七に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

九 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(改正職員給与条例附則第六条又は改正警察職員給与条例附則第六条の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあつては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級にそれぞれ対応する改正職員給与条例附則別表第一又は改正警察職員給与条例附則別表第一(第四条において「改正職員給与条例附則別表第一等」という。)(の新級欄に掲げる職務の級)をいう。

十 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

十一 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間

ロ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間

ホ 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号、以下「職員勤務時間条例」という。)(第十一条に規定する傷病休暇、介護休暇又は無給休暇の承認を受けていた期間

ヘ 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号、以下「学校職員勤務時間条例」という。)(第十二条に規定する傷病休暇、介護休暇又は無給休暇の承認を受けていた期間

ト 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号、以下「公益法人等派遣条例」という。)(第二条第一項の規定により派遣されていた期間

チ 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

十二 復職時調整 職員給与規則第二十八条、学校職員給与規則第二十五条、警察職員給与規則第二十三条、山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号、以下「育児休業条例」という。)(第六条又は公益法人等派遣条例第六条の規定による号給の調整をいう。

十三 再任用職員異動 地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一

項の規定により採用された職員について行う職員勤務時間条例第二条又は学校職員勤務時間条例第三条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。

十四 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

(改正職員給与条例附則第十一条第一項等の人事委員会規則で定める職員)

第三条 改正職員給与条例附則第十一条第一項、改正学校職員給与条例附則第十条第一項及び改正警察職員給与条例附則第十一条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- 二 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- 三 切替日前に休職等期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- 四 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- 五 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。)

(改正職員給与条例附則第十一条第二項等の規定による給料の支給)

第四条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員)人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。(を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に應じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正職員給与条例附則第十一条第二項、改正学校職員給与条例附則第十条第二項及び改正警察職員給与条例附則第十一条第二項(次項及び次条において「改正職員給与条例附則第十一条第二項等」という。)の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第五号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)に改正前の職員給与規則第二十二條若しくは第二十三條又は改正前の学校職員給与規則第二十条の規定の例により同日において受けることと

なる給料月額に相当する額

二 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第五号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が改正職員給与条例附則別表第一等の新級欄に掲げられているものである場合にあつては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級に降格したものとした場合)切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の職員給与規則第二十五条の三、改正前の学校職員給与規則第二十二條の三又は改正前の警察職員給与規則第二十一条の三の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第五号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の職員給与規則第二十九条の二、改正前の学校職員給与規則第二十六条の二若しくは改正前の警察職員給与規則第二十三条又は改正職員給与条例附則第十七条若しくは第十八條の規定による改正前の育児休業条例第六條若しくは公益法人等派遣条例第六條の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 再任用職員異動をした場合 改正職員給与条例第二条の規定による改正前の山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)別表第一から第四までの給料表又は改正警察職員給与条例第二条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に應じた額(当該再任用職員異動後に地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額)

五 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正職員給与条例附則第十一条第二項等の規定による給料として支給する。

(改正職員給与条例附則第十一条第三項等の規定による給料の支給)

第五条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正職員給与条例附則第十一条第三項、改正学校職員給与条例附則第十条第三項及び改正警察職員給与条例附則第十一条第三項（次項において「改正職員給与条例附則第十一条第三項等」という。）の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正職員給与条例附則第十一条第二項等の規定による給料の額に相当する額を、改正職員給与条例附則第十一条第三項等の規定による給料として支給する。

（この規則により難い場合の措置）

第六条 改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番